

配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの御意見

平成26年2月5日に開催された平成25年度第3回京都市環境影響評価審査会での御意見、及び欠席委員等から寄せられた御意見を下表にとりまとめた。

		主な御意見	答申案
全 般 的 事 項	環境要素	(特になし)	事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
	複数案	○建築物の配置による複数案は、複数案と呼べるのか。 ○北側が京阪線路に隣接しているという、立地特性を生かしていると考えられることもできる。	(複数案が設定されているため) 記 載 な し
	騒音・振動	○車両の通行騒音や施設稼働音による影響が考えられるので、対策が必要である。	事業の実施に伴い、大型車両の通行が新たな負荷として計画地周辺の環境に影響を与えるおそれがあることから、配慮書案に記載のとおり、車両の通行、荷役作業及び空調機器等による施設稼働騒音への対策に万全を期すこと。
	生態系	○配慮書案記載のとおり、生物多様性保全の観点から検討を進めること。 ○最近では、駐車場であっても、緑化や雨水浸透対策を施したケースも多い。可能な限りの対策をお願いしたい。	計画地周辺は、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近接するなど、生物多様性保全の観点から重要な立地であり、配慮書案に記載のとおり、周囲の緑地等とのつながりを意識し、地域性苗木やレインガーデン等による生物多様性への配慮に取り組むこと。

<p style="text-align: center;">景 観</p>	<p>○長大な壁面の存在による圧迫感の低減が必要である。</p> <p>○他都市の物流施設では、積極的な看板広告が見受けられるが、屋外広告物への規制が厳しい京都市における事業である以上、看板による景観への影響も忘れてはならない。</p>	<p>長大な壁面の存在が、近隣住民へ圧迫感を与える可能性が高いことから、外壁色彩への配慮に合わせて、外壁に雁行を取り入れるなど、圧迫感を軽減するための必要な措置を講じること。</p> <p>また、入居するテナントが、宣伝等の目的で看板を設置する際には、京都市屋外広告物等に関する条例を順守することはもとより、良好な景観が確保されるよう十分指導すること。</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>○騒音等へ対策は当然のこととして、それ以前に、大型車の通行に対する安全対策が必要である。</p> <p>○強風時には、東側住宅地への風害のおそれが想定されるので、何らかの配慮が必要である。</p>	<p>騒音等への対策はもとより、交通環境の改善を図り、安全対策にも取り組むこと。</p> <p>大型建築物が新たに建設されることにより、強風時、計画地東側に位置する住居に対し、風害の影響が発生するおそれがあることから、今後、詳細設計の際に、風況等を把握し、風害による影響低減を図ること。</p>